

〔別紙1〕

休 日																																																																	
退 職	<p>1. 自己都合による退職（退職日の30日以上前に届けること） 2. 期間を定めて雇用されている場合は、その期間を満了したとき ○その他、本別町定数外臨時職員取扱規則第15条第2項の定めによる。</p>																																																																
休 暇	<p>●年次有給休暇 各年度（各年次）所定労働日の8割以上出勤した場合、下記の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次休暇を与える。</p> <table border="1" data-bbox="359 851 1468 1400"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤続年数</th> <th rowspan="2">1年目</th> <th rowspan="2">2年目</th> <th rowspan="2">3年目</th> <th rowspan="2">4年目</th> <th rowspan="2">5年目</th> <th rowspan="2">6年目</th> <th rowspan="2">7年目 以降</th> </tr> <tr> <th>所定労働日数</th> <th>1年間の所定労働日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">通常の労働者</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>169日～ 216日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>121日～ 168日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>2日</td> <td>73日～ 120日</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>48日～ 72日</td> <td>1日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（労働基準法第39条）</p>									勤続年数		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以降	所定労働日数	1年間の所定労働日数	通常の労働者		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	4日	169日～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	3日	121日～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	2日	73日～ 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	1日	48日～ 72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
勤続年数		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以降																																																									
所定労働日数	1年間の所定労働日数																																																																
通常の労働者		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																									
4日	169日～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																									
3日	121日～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日																																																									
2日	73日～ 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日																																																									
1日	48日～ 72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日																																																									
その他	賃金の支払：毎月月末締めの上月8日まで支払うものとする。																																																																

別表2

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を1にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を1にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を1にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日